## 技能職交流室の利用方法

横浜市技能文化会館における技能職交流室の利用については以下のように取り扱う。

#### 1.技能職交流室の目的

技能職の振興のため、技能職者や技能職団体の交流等を図るために提供する施設。

# 2.技能職交流室の利用対象

- ①横浜市技能職団体連絡協議会(以下技連協)、技連協青年部、及び技連協加盟団体
- ②その他技能職の振興のための交流を目的とした技能職者及び技能職団体

#### 3.予約方法

- ①利用希望者は横浜市技能文化会館の指定管理者へ空室状況を確認する。
- ②空室の場合、利用希望者は指定の「技能職交流室利用申込書」を書面で提出する。
- ③横浜市及び指定管理者は、申込内容が技能職交流室の目的に合致しているか判断し、利用予約を受け付ける。
- ④予約受付については、利用を希望する月の1ヶ月前からとする。
- ⑤定期的な利用が見込まれる技能職団体の利用予約については、事前に定期利用団体登録を行った団体に限り、利用を希望する月の6ヶ月前から予約受付可能とする。登録には指定の「技能職交流室定期利用団体登録申込書」及び「団体概要」「役員名簿」「団体規約」を提出する。
- ※⑤の定期利用団体登録を行った技能職団体においては、利用目的が明らかであるため、「技能職交流室利用申込書」の提出を省略する。

#### 4.当日の利用方法

- ①利用者は貸室受付窓口にて受付された「技能職交流室利用申込書」を提示する。また、飲食を伴う場合はその旨受付窓口へ申し伝える。
- ②受付窓口は予約状況を確認し、技能職交流室の鍵及び「技能職交流室利用報告書」を渡す。入室は予約時間 の5分前からとする。
- ③利用者は申し込んだ利用時間を厳守し、退室の際は室内の現状復帰に努め、ごみは持ち帰り処分する。また、「技能職交流室利用報告書」に記入し、鍵とともに受付窓口へ返却する。

## 5.利用の制限

利用内容が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合、利用はできないものとする。

- ①金銭の授受を伴う利用、もしくは営利につながる目的(展示会、商談等)での利用
- ②技能職者及び技能職団体以外の利用
- ③物品の保管場所としての利用
- ④技能文化会館の休館日においての利用(毎月第2水曜日、年末年始)
- ⑤技能職交流室の設置目的に反すると横浜市及び指定管理者が判断した場合
- ⑥その他施設管理上支障があると横浜市及び指定管理者が判断した場合

# 技能職交流室利用申込書

				申込日:	平成	年	月	日	
横浜市技能文化会館	御中		技能職者及び技能職団体名						
			住所・月	听在地					
			担当者	名•連絡先					
			団体の概要(別紙可)						
次の通り、技能職交	<b>奈室の利</b> り	用を申しば	込みます。						
						9:00	<b>~</b> 12 : 00	)	
利用日時	平成	年	月	日		13 : 00	~17 : 00	)	
						18 : 00	~22 : 00	)	
利用場所		□技能□	敞交流室	1	□技能	<b></b> 能職交流	室2		
参加者数		名							
利用目的									
特記事項									

受付印

# 技能職交流室定期利用団体登録申込書

申込日: 平成 年 月 日	
---------------	--

横浜市技能文化会館 御中

技能職交流室を定期的に利用したいため、次の通り団体登録を申し込みます。

団体名					
所在地					
電話				FAX	
担当者名					
団体の概要 (別紙可)					
添付書類			□役員名簿		□団体規約
利用頻度 及び時間帯		年	回		□ 9:00~12:00
		月			□ 13 : 00~17 : 00
		週			□ 18 : 00~22 : 00
主な利用場所	□技能職交流室1				□技能職交流室2
主な利用目的					
特記事項					

受付印	